

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第五号

昭和三十三年四月九日(水曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 南 好雄君

理事青木 正君 理事石坂 繁君

理事古川 文吉君 理事井堀 繁雄君

理事島上善五郎君

出席國務大臣

植原悦二郎君 加藤 精三君

橋本登美三郎君 原 健三郎君

井手 以誠君 田原 春次君

松本 七郎君 森 三樹二君

出席閣僚大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

國務大臣 郡 祐一君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

總理府事務官(自治庁選挙局長) 兼子 秀夫君

委員外の出席者

總理府事務官 皆川 迪夫君

(自治庁選挙局長) 局選挙課長 桜沢東兵衛君

總理府事務官(自治庁選挙局長) 局管理課長

四月九日

委員山本利壽君及び横鏡重吉君辭任

につき、その補欠として原健三郎君

及び田原春次君が議長の指名で委員

に選任された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五〇号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一一七号)

○南委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案及び島上善五郎君外八名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

この際申し上げますが、總理大臣が出席されております。本会議の關係も、また質疑を通告されている委員も、また四名ありますので、總理大臣に集約して質疑をなされるようお願いいたします。

森三樹二君。總理大臣に特に御出席を願ひまして御質問申し上げます。

いよいよ解散を目前に控えまして、公職選挙法の改正案が提案されたわけであり、どうも選挙が近づいて、こういう選挙法の改正案が出るということは、非常に私どもは遺憾だと思つて、非常に重要なこういう法案につきましては、十分にお考えになつて、もっと早く出すべきである。こういうまぎわになつて出すことは、選挙管理委員会等におきましても、いろいろ法律の改正によつてまぎらわしい点がございまして、実に下部の選挙管理委員会等では困つておるといふ実情なんです。岸總理はほんとうに選挙法の改正をなさろうという意向があったのかどうか。どうも、今度の選挙法の改正

案をわれわれ見ますと、党利党略に走つたような感じが多々あると思つて、あなたは、自由民主党の總裁として、自党の選挙を有利にするために、こういう法案を提出したというもつぱら世論が高い。われわれもそういうふう考へておられますが、これはいかがですか。

○岸國務大臣 選挙法はきわめて重要な法案であつて、その改正については慎重にしなければならぬという御趣旨につきましては、私は全然同感でございます。今回の改正は、すでに内容的に御審議になつてはつきりいたしておられますように、町村等の合併から来るいろいろな変更、これは当然やらなければならぬ。それから、参議院の選挙法の改正に關連いたしまして、これとの見合ひから適当に改正しなければならぬ分、あるいはさらに、管理委員会に選挙の管理をできるだけスムーズにかつ公正に行わしめるといふ趣旨から見まして、今回の改正はまことに最小限度のものでございまして、決して、今森委員のお話のように、党利党略であるとか、自党の選挙を有利ならしめようというふうな考え方は、毛頭この中には含まれておらないのであります。これは、内容的に御審議いただければ、きわめて明瞭であろうと思つて、今回はそういう意味における必要最小限度の改正をいたす、こういうわけでございます。

○森(三)委員 總理は、党利党略じゃない、きわめて必要の最小限度にとど

めた法案だとおっしゃる。それならば、なぜもっと早くお出しにならないのかと言いたいのです。町村合併その他によるところの不合理を是正して合理的に選挙法を改正しよう。あるいは参議院の選挙に関する手続を改正しよう。そういうことならばきわめて簡単であつて、あなたはもっと早くお出しになればよかつた。あなたがほんとうにお考えになつておられるところは、私にはあとでお聞きしますが、選挙運動の期間を短縮して、そして、いわゆる地盤、カバン、看板によるところのそういう旧来のボス選挙、すなわち、言論戦を非常に封じて、金力によるところの選挙に切りかえよう、こういう意図が非常に大きいと思つて、あなたがおっしゃるようなそういう手続的な最小限度のものならば、なぜあなたはもっと早くお出しにならなかつたのですか。あなたのおっしゃることに私非常に矛盾を感じるので、いかがですか。

○岸國務大臣 私は、先ほど申しましたように、選挙法の改正は、内容的にきわめて重要な法律でありますから、その改正等についてはできるだけ慎重にしなければならぬという御趣旨については賛成だということをお聞きいたしましたように、たゞ簡単な改正でありましたとしても、それは十分に慎重に各般の事情を調査し研究して成案を確定することは、当然であらうと思つて、国会の会期の相当つた後に出したということにつきましては、今申し

ましたように、あらゆる点から慎重に検討を加えたという結果でございます。私としては、こういう法律をなるべく早く国会に提案することは望ましいことであり、十分に御審議をしていただかなければならぬことは当然でございますが、そういう意味でございまして、決して他意があつたわけではございません。

○森(三)委員 總理は他意がなかつたというふうなことを非常に強弁しておられますが、これは、あなたがどんなにおっしゃつても、そういう手続的なことであるならば、もっとも早く提案されたはずなんです。あなたが、この国会解散、衆議院の解散を目前に控えまして、自民党のつまり政調会において、こういうふうな一つの期間であるとかあるいは運動方法というふうな問題に關して、にわか自分たちの党の有利な態勢を整えようとするこの改正案であることは、もう衆目の見るところでありまして、總理のたゞいまの答弁は私きわめて遺憾であると思つてあります。

そこで、質問を進めまして、しばしば論議されておられますが、岸總理といたしましては、政治的に非常に大きなミスをやつてきたと私は思つております。それはいろいろあります。かつて自由党と民主党とが合同いたしました場合において、つまりこの合同を基礎とした鳩山内閣ができて、さらにまた石橋、岸というふうな三代の内閣が更迭をしておりますが、これ

は、だれしも言うごとく、民意によらざるどころの内閣である。やはり選挙当時は自由党と民主党とお互いにしのぎを削って政策を争って、そうしてあなたらは当選しておる。それが、政策の違つた政党が一緒になつてそして内閣を作つておるといふことは、そもそも民意に反するものであつて、どうしてこれを選挙をやつて、民意に沿うて政治をやらざるべきであつた。そういうことについて、総理として政治的な責任というものを十分お考えにならなければならぬと思つておる。ところで、もうした過去の大きなミスをやつておつて、しかも戦後最悪の予算であるといわれるようなことしのあの予算を提出なさつた。われわれとしては解散要求決議案を出して対決したわけでありまして、岸総理はもつぱら予算の成立を期待いたしまして、予算はようやく成立した。そうするならば、それからからむところの予算執行等の法案等もありましようけれども、今や解散の機は大いに熟していると思つておる。世論もこれを認め、あなたもこれを認めておるやうであります。あなた御自身としては四月解散というものを肯定しておられると思つておる。ところが、いかがでありますか。

○岸岡務大臣 解散の時期につきまして

は、しばしば国会の本会議あるいはこの委員会等において御質問がございまして、私としてはいつ解散するといふことをきめておられません。今日なお、私は、時期について、四月解散であるとか、五月解散であるとか、八月解散であるとかいうようなことを、具

体的に私の考えとして決定をいたしておるわけではございません。

○森(三)委員 あなたは非常に抽象的な御答弁をなさつておられますが、やはりあなたは国民の世論の声を十分にお聞きにならなければいかぬ。国民の世論としては、岸内閣というものは国民の意思によらないところの内閣であつて、すでにもう解散を昨年のおうちにやらなければならぬといふことを言つておるのであります。それをだんだんずらして今日までおつておるわけですが、この四月解散という声は、ほとんど国民の常識になつておると思つておる。ただいま解散の御答弁を聞きますと、まだ四月か五月かわからないと言つておる。あなたのお考えとしては、この際できる限り政府提案の法律案を成立させて解散をしたいといふような腹でございませうが、しかし、もう今の時代は、政府が出しておる法律案を全部通すというやうな甘い情勢ではないと思つておる。しかも、この選挙に關しては、できるだけ農繁期を避けたい、あるいはまた日曜日を避けたいとか、あるいはまたデーを避けたいとかいふやうなことも、あなたの新聞記者との会見等においてしばしばあなたの口から漏れておる。こういうことに対してあなたは

執行する、あるいは五月二十五日に選挙を執行するといふやうなことが、逆算をしていくと、いわれてくると思つておる。総理もやはりこの点については大体のめどを国民に示して、国民の納得した時期において解散を早急にしなければならぬと思つておる。その点一つ率直な御答弁を願ひたいと思つておる。

○岸岡務大臣 従来、解散のことについては、民主政治の本体として、国民世論の動向に対してこれを謙虚に受け入れていかなければならぬといふことは当然のことであり、そういうことを自分は考へておる。また、同時に、総理として、内閣の首班として、政治上の責任を持つておるがゆゑに、その時期をきめるにつきましては、国政全般の問題ともならみ合せて考へなければならぬといふことを申し上げておる。今日過去において一月解散というやうな声も当時相当にあつたことは事実でございませう。また、社会党におきまして解散決議案が出されたことも、私もよく承知しております。しかし、私がその当時日本の内外の情勢から考へると、この国会においてわれわれが提案しておる三十三年度の総予算の問題その他重要案件を成立せしめることが、国民の福利のために必要であり、国の繁栄のための基礎を作ることであるから、ぜひそれに全力をあげて自分としては努力したい、従つて一月の解散はしないといふことを申し上げたのであります。その考へはずつと一貫して今日までおつておるわけでありまして、幸いに予算は成立いたしましたけれども、なお重要な案件が相当に御審議中でありませうので、それを一日も

早く成立をいたしますやうに、実は私も努力をいたしておりますし、党の総裁として、党の諸君に対しまして、特に勉強をせよというやうに私も要望いたして、御審議を願つておるわけでありませう。今日いつ解散するのだといふことをいろいろ各方面からお尋ねになりませうが、私は、終始一貫今お答へをしておるやうに、これはいろいろな御批評なり御意見はありますが、今申しませうに、総理として、これはこの国会に成立させることがぜひ必要であつて、必要欠くべからざるものであるといふことを出しておるものを御審議願つておる最中に、それがまだ成立もしないのに解散するといふやうなことは、私は、實際考へると言われたいと思つておる。これをまず一つ御理解いただきまして、今日そのことを私申し上げることでございませう。この衷情を十分御理解願ひたいと思つておる。

○森(三)委員 衷情は衷情でありませうが、やはり、私は、総理が民主政治家であつて、自分は民主政治家として今後日本の再建に當りたいといふことは、あなた方も言つておられる。毎回の質問に、あなたの太平洋戦争の責任を問われた場合にはいつも聞いておられますが、ほんとうにあなた自身が民主政治家であるとするならば、やはり国民世論というものをあなたは十分にお考えにならなければ、民主政治家といふことをみずから言ふ資格はないと思つておる。その世論としては、もう四月解散であるといふことは世論である。その世論をあなたが認めなければならぬと思つておるならば、あなたみずから民主政治家であるといふことを否定しておるも

の思つておる。しかも、この法案がかりに通つたとするならば、二十日の運動期間を五月十八日の投票日を予定して逆算しておると、大体四月二十八日に告示になつて、それからまた逆算していましますと四月二十二、三日ごろが解散のめどだといふのは、これは一般しうともわかることなす。総理の頭の中には、いわゆる日ソ交渉も成立し、各法案が大体のめどがつけば、すべての法案が通らなくても、ここには解散の時期が到来しておるものとお考えになつておると思つておる。やはり率直に、国民の前に、自分は大体このめどにおいて解散をするんだ、こういうことをおっしゃらなければならぬと思つておる。衷情というものは個人的感情であつて、あなたは個人的な感情を訴ふるやうなことはないかと思つておる。やはり、民主政治家として、あなたは、国民の前に率直な御意見を、自分は大体こういうときに解散したいといふことをおっしゃることの責任が、私は十分あると思つておる。

○岸岡務大臣 今も申し上げておるやうに、私は、民主政治の本質として、国民世論の動向に關しては、常にこれを謙虚な気持ちで把握し、これを正確にとらえて、これにこたえていくことを考へておると思つておる。これは私の政治家としての根柢をきめる場合でございます。解散の時期相として政治上の最高の責任を持つておる立場というものを考慮して、諸般のことを考へていかなければならぬといふことを申し上げておる。ところが、現在

の思つておる。しかも、この法案がかりに通つたとするならば、二十日の運動期間を五月十八日の投票日を予定して逆算しておると、大体四月二十八日に告示になつて、それからまた逆算していましますと四月二十二、三日ごろが解散のめどだといふのは、これは一般しうともわかることなす。総理の頭の中には、いわゆる日ソ交渉も成立し、各法案が大体のめどがつけば、すべての法案が通らなくても、ここには解散の時期が到来しておるものとお考えになつておると思つておる。やはり率直に、国民の前に、自分は大体このめどにおいて解散をするんだ、こういうことをおっしゃらなければならぬと思つておる。衷情というものは個人的感情であつて、あなたは個人的な感情を訴ふるやうなことはないかと思つておる。やはり、民主政治家として、あなたは、国民の前に率直な御意見を、自分は大体こういうときに解散したいといふことをおっしゃることの責任が、私は十分あると思つておる。

の思つておる。しかも、この法案がかりに通つたとするならば、二十日の運動期間を五月十八日の投票日を予定して逆算しておると、大体四月二十八日に告示になつて、それからまた逆算していましますと四月二十二、三日ごろが解散のめどだといふのは、これは一般しうともわかることなす。総理の頭の中には、いわゆる日ソ交渉も成立し、各法案が大体のめどがつけば、すべての法案が通らなくても、ここには解散の時期が到来しておるものとお考えになつておると思つておる。やはり率直に、国民の前に、自分は大体このめどにおいて解散をするんだ、こういうことをおっしゃらなければならぬと思つておる。衷情というものは個人的感情であつて、あなたは個人的な感情を訴ふるやうなことはないかと思つておる。やはり、民主政治家として、あなたは、国民の前に率直な御意見を、自分は大体こういうときに解散したいといふことをおっしゃることの責任が、私は十分あると思つておる。

がだんだんと盛り上ってきておるとい
う事実は、私も率直に認めておりま
す。しかし、私に総理として課せられ
ておるところの、この国会に責任を
もって提案しておる重要案件が今なお
御審議中であり、真剣に与野党を通じ
て御審議になっておる際に、私は、そ
れに應じて私も勉強して成立をさせよ
うというので、思いが一ぱいであつ
て、まだ解散の時期のことについては
考えておらないということをお申し上
げたのであります。

○森(三)委員 いわゆる実情をじゅん
じゅんとして披露なさる岸総理の気持
もわからぬわけではありませんが、し
かし、いわゆる従来の解散の時期を
実施したところのその責任、しかも、今
や、国民世論の前には、あなたは民主
政治家として断固としてやらなければ
ならない責任が課せられておると思
うのです。しかも、あなたは、しばしば、
新聞記者会見において、農繁期は避
けたいとおっしゃっておられる。農繁
期を避けるというごことは、やはり五
月末、中旬ごろが選挙を施行しなけれ
ばならない時期ではないかと思つてお
す。しかも、あなたはメーデーは避け
たいというようなことを言っておられ
る。こうしたところのあなたの判断は
いかがですか。一応お伺いしたい。

○岸國務大臣 私は、この選挙権の行
使というものは国民の最も大事な権利
でありまして、国民全体はその権利が
行使できる時期を選ぶことが望ましい
と思つておる。この意味において、農繁
期というような、農民の方々がその生
業上選挙権を行使するについても、御
迷惑になるようなことをなるべく避け
るといふことは、これは私は政治家と

して当然望ましいことだと思つてお
る。メーデーの問題につきましては、これ
は言うまでもなく世界的労働者の労
働祭でございます。一切のものを忘
れてその日を祝うということは、これ
は戦後に特に普及しておる労働の一
つのお祭りでございます。それがス
ムーズに行われるということが選挙
とからまってくることに、いろいろ
支障を来たすおそれもあるから、
なるべくそういうものとかち合わない
ようにするということをお望みのも、こ
れまた私は当然の配慮であらうと思
つておる。

○森(三)委員 私も質問を短かくいた
しますから、総理も言葉も短かくして
お願いします。あなたはなかなか答
弁が御熱心の余り長引くようです。か
ら総理の御答弁は要点だけ、ポイントだ
け短かくおっしゃっていただきたいと
思つておる。

そこで、私は解散の時期についてい
ろいろ御質問したのですが、総理は農
繁期についてはなるべく避けたとい
うことをおっしゃっておられます。
メーデーについてもこれを避けたとい
言われますが、しかし、自民党の諸君
は、メーデーであられたのでは自民
党はかなわないから、メーデーは避け
てくれと言つておる。それから、あな
たは、この間、岸・河野会談の際に、河
野経企長官は、五月十八日は日曜日
ですが、その日曜に何もごだわる必要が
ないというようなことを言つて、岸総
理は了承したというようなことを言
つておるのですが、その会談は必ずあ
つたと思つておる。あなたと河野氏とが
会談して、五月十八日の日曜日にはこ

だわらないで、日曜以外の日を投票日
と選んでもいい。その場合、河野氏
は、日曜以外の場合は、特にこれを休
みにしてもいいのではないかと、こ
れを言つておられますが、それは新聞に
堂々と出しておる。あなたもお説みに
なつておると思つておる。これにつ
いて一応御答弁を願いたい。

○岸國務大臣 河野君と会うことは、
同じ関係でありますから、しばしば
会つております。意見の交換ももちろ
んいたしております。今特におあげに
なりましたような会談をいたしたわけ
ではございませんが、従来、選挙日を
日曜にするかしないかということにつ
きましては、いろいろ御意見があるよ
うであります。しかし、最近の日本の
慣行を見ますと、大体日曜に行われ
ておるのが慣行になっております。し
かし、必ずしも日曜でなければなら
ないという性質のものではなからうと思
つておる。あるいはその日を必ず休日
にするというごとの必要があるかどう
か、これも議論のあるところであら
うと思つておる。問題は、一体いつ解
散するかという問題がまららない今日、五
月十八日というものをすでに予定して
いるいろいろな論議が行われておるよ
うですが、私は、一つの参考意見とし
ては、そういう御意見に対して耳を傾
けるにやぶさかでありませんが、まだ十
八日を確定的なものだとは考えてお
りませんから、日曜でなければなら
ないとか、あるいは日曜でないときは休
みにするとか、いろいろのご意見につ
いては、別に具体的に考へておらないとい
うのが実情であります。

○森(三)委員 党利党略でもって、日
曜をはずせば勤労者の票が相当ふえ
る。日曜日を選挙日にすれば勤労者の
票が減る。そういうような党利党略に
私は非常に気を使つておられるように
思つておる。もしそうだとすればは
なはだ遺憾であるから、そういうこと
は十分訂正していただきたいと思つて
おる。次に、私は解散の方法についてお尋
ねいたします。解散の方法はいろいろ
あります。憲法第七九条をもつてす
る場合、あるいは第六九条をもつて
する場合、いろいろあなたはお考えに
なつておるようですが、しかし、本来
ならば、不信任案が提案された場合に
は、正々堂々と国会の場において論議
を尽くして解散するのが、一番国民に
対して納得させる民主政治の要諦であ
ると思つておる。われわれは不信任案
を早急に提出する意向を持つてお
るが、この場合において、堂々とや
はり不信任案の提案理由を説明させ、
そうして、与野党においては、これを否
決の討論もあるかと思つておる。そ
うした場を通じまして、その提案理由
の説明あるいは討論を国民に十分聞か
しめて、正々堂々と解散することが、
民主政治に最も適合したものであると
私は考へておる。総理の御答弁
を願います。

○岸國務大臣 憲法上、六十九条の場
合と七条の場合があるのであります。
これについては、憲法上の議論もある
ようでありまして、私どもは、七条で
やる場合がある、こう考へておるま
す。いずれにしても、今の場合は六十
九条の場合ではなからうと思つてお
る。おそらく、不信任案が出ましても、こ
の不信任案が成立するということは、
これは社会党の諸君も考へてお
いでないと思つておる。そういう時

○森(三)委員 私が先ほど申したの
は、不信任案が出た場合、つまり野
党の提案理由を堂々とそこに解明し、
それに対して、与野党は、ある場合にお
いては、これを否決せんとするところの
討論を行う場合もあるものであります
が、その採決に至らず、そこで四つ
の相撲をとつて、大いに言論を戦わせ、
そうして解散する手もあると思つて
おる。そういうようなことは一応考へてお
られるかどうか、簡単に一つ御答弁願
います。

○岸國務大臣 今方法についてはお答
え申し上げましたが、何とも考へてお
りません。

○森(三)委員 そこで、だんだんと質
問も終局したいと思つておる。現
在提案されておる法案の一番中心であ
りますところの、選挙運動期間を二
十日にするという法律案が出てお
ります。従来例から見ますと、三十日
の場合もあり、二十六日の場合もある
わけでありまして、特に今回二十日
にしたというごことは、私は、先ほど申
上げた通り、全く党利党略であると思
つておる。なぜかというならば、
十分運動期間を認めま

政策なりあるいは候補者の意見を開陳する機会を十分与えなければならぬ。これを短縮することによって、選挙運動というものは非常に悪質化し、地下運動化し、金の選挙になる、こういうような状態が私は必ず発生して行くと思う。この点いかがです。

○岸國務大臣 私、今森委員とは反対の意見を持っておるものであります。私は、選挙期日については、もちろん十分に選挙民が候補者を選定するのに必要な期間が必要である、また候補者も十分に自分の考えを選挙民に批判せしめるだけの運動のできる期間が必要であると思ひます。しかし、その運動の期間というものが、どの辺が妥当であるかという事は、いたずらに長いことが必ずしもいいことではないと思ひます。長ければ長いほどいいというものではありませぬ。また短かければ短いほどいいということも、おのずから標準があります。そこで、その関係は、やはり政党の発達の状況やあるいは交通機関や通信網の発達の状況であるとか、政府が行なっておる公営の性質を半面を持っておることは当然でありまして、それを拡充するとか、その程度の問題であるとか、いろいろの点を考えまして、最も適当なところへきめるといふことがいいだらうと思ひます。現行の二十五日というのがきまりましたのは、今の時代と時代の違ひを相前にきまりました。その当時から見ますと、今私があげましたような点において非常に事情が變つてきておりますので、われわれとしては、むしろこの際二十日くらいにすることが最も適當であるという結論を得て、提案いたしておるわけでありませぬ。

○森(三)委員 これは、従来二十五日あるいは三十日運動期間を認められた場合があるのですが、しかし、総理の答弁を聞いてみると、二十日がいいと思ふというのですが、二十日という期間が全くあつてと言ふ間の期間でありまして、それなら十五日でもいいじゃないかという議論が出てくる。しかし、私は、できる限り選挙民に候補者の意見というものを言論を通じて聞かしたければならぬと思ふのです。すなわち、今度は、ポスターであるとかあるいははがきを、五千枚を八千枚にした、一万三千枚を一万八千枚にしたというのですが、これはいすれも文書で書いてもらふ。人に書いてもらつて、選挙費用をうんと使えば、それでも選べる。しかし、国会はいわゆる言論の府であつて、おしではできない。ところが、選挙運動というものについて、文書をだんだんと尊重して、言論というものを尊重しなけれなれば、たとえば、人に選挙公報を書いてもらふ、あるいはそのはがきに自己の政見を講くというようなことができ、直接選挙民にその政見を言論でもってやるということができなくなる。いわゆる言論戦というものを封じまして、一方においてはポスターやはがきをふやしたようなカムフラージュをして、そうして選挙運動期間を短縮せんとした。これはいわゆる党利党略の案であると思ふ。岸総理は言論戦を封ずるといふことについてどう考へるか。つまり五日間短縮することによって、一日三回の立会演説会として十五回減るわけですか。それから、個人演説会を、私らも最終近くになりますと、一日に五回か

ら十回やります。それが、五日間減らすので、二十回から五十回減る。街頭演説でも、一日十数回として、これも五、六十回減るといふことになりませぬ。そういうようなことであつて、選挙運動が非常に言論から離れてくるということが、この改正によつて結果として現われると思ふのであります。総理はいかに考へてですか。

○岸國務大臣 五日減らすことによつて、立会演説会の回数が減るのじゃないかというお話がありました。が、実例から見ると、われわれはこれは減らなかつたと思ふのです。というのは、今までの平均のなかに言ひますと、立会演説会が始まりましたのが、告示されてから八日前後かかつておるようでありませぬ。この手続やなにを今度は非常に短縮する考へておりますので、そういう点においては、事実上この立会演説会が減るわけはございませぬ。それから、もちろん言論、これはあくまでも公明選挙ということ。公明選挙というものは、一方から言つて、政党に公認候補というものを立てるわけでありませぬ。個人の必要であることと同時に、政党そのものの主義主張なり政策というものが、やはり国民が審判する場合の非常な大きなものになることは、政党政治のなから言つて当然のことでありませぬ。そういうことからは、従来より非常に増しておられますから、そういう素地のできておるところに、つばな候補者がその考へを述べるといふなことでありまして、決して私は五日減らすことによつて言論を圧迫するとか、そういう結果には

ならぬと思ひます。あるいはポスターであるとか、あるいははがきというふうなものも、これはやはり、われわれが言つておる言論というものは、口でしゃべることだけでなしに、そういうものもやはりその人の政見なり何なりを示すものであります。そういう関係から申しまして、われわれは、決して、これでもって言論を圧迫するとか、あるいは抑圧するといふような考へは毛頭持つておらぬといふことを明確に申し上げませぬ。

○森(三)委員 総理にお尋ねします。自民党の選挙法改正案は、今もうしるに声がありました。が、立会演説会を廃止する、トラックまで廃止するといふような案であつたのです。あなたこれを御存じですか。立会演説会、これを廃止するといふ案を作つてあつたのです。それを御存じですか。その法案は削りましたけれども、最初は立会演説会をなくしてしまおうといふ考へだつたのです。それを御存じですか。それこそ言論を封ずる尤たるものではないですか。

○岸國務大臣 私が聞いてゐるのは、そういう案があつたといふふうには聞いておりませぬ。なるほど、私の党にはたくさんの方員がおりますので、いろいろな議論があつたやうであります。しかし、今一方で言われるやうに、案がきまつておつて、それをどうしたかといふやうなことは絶対にないと思ひます。

○南委員 森君、もう一問でお願いいたします。

○岸國務大臣 新聞はいろいろなことを書いておられますけれども、この事前運動につきましては、これはなかなか取締り上むずかしいところがあると思ふのです。(発言する者多し)私の答弁をお聞き願ひたいと思ひます。なかなか

○岸國務大臣 新聞はいろいろなことを書いておられますけれども、この事前運動につきましては、これはなかなか取締り上むずかしいところがあると思ふのです。(発言する者多し)私の答弁をお聞き願ひたいと思ひます。なかなか

○岸國務大臣 新聞はいろいろなことを書いておられますけれども、この事前運動につきましては、これはなかなか取締り上むずかしいところがあると思ふのです。(発言する者多し)私の答弁をお聞き願ひたいと思ひます。なかなか

○岸國務大臣 新聞はいろいろなことを書いておられますけれども、この事前運動につきましては、これはなかなか取締り上むずかしいところがあると思ふのです。(発言する者多し)私の答弁をお聞き願ひたいと思ひます。なかなか

○岸國務大臣 新聞はいろいろなことを書いておられますけれども、この事前運動につきましては、これはなかなか取締り上むずかしいところがあると思ふのです。(発言する者多し)私の答弁をお聞き願ひたいと思ひます。なかなか

かこの区別がむずかしいところがあり
ます。新人も、あるいは議席を持つて
いる人も、将来行わるべき選挙に對し
て、国民に自分の考えなりあるいは自
分の主張なりというものを十分に理解
してもらふ方法を正当な方法でやるこ
とは、私は禁止すべきものじゃないと
思うのです。法律で規定されておるよ
うな事前運動——一定の期間のことは
別ですけれども、その期間がきまつて
おらない時期におきまして、正当な方
法で自分の考えなり自分の将来の支持
というものに対して選挙民の理解を得
るような方法を講ずるといふことは、
私は全部いかぬといふことじゃないと
思う。しかし、それにはおのずから度
があり方法があり、それを越えること
ろのもの、これはいろいろ取締りの
対象になる性質のものであつて、その
区分が非常にむずかしいといふこと
は、私は検察当局が苦心されておるこ
とであらうと思ふ。それを検察当局が
行き過ぎると、やはり人権じゅうりん
の問題も出てくるものですから、そこ
に非常に苦心のむずかしいところがあ
るといふことは、私は十分了解をいた
しますが、そういうつもりで、新聞が
書いておることに關しまして、私は
一々そういう事実を承知してありませ
んし、あなたの御心配になるように、
事前運動を奨励しているというような
つもりでは毛頭ないといふことを、明
確に申し上げておきます。

○南委員長 森さんに申し上げま
す、お約束の時間がかなり超過いたし
ておりますから、もう一問にお願いしま
す。

○森(三)委員 とにかくも代を渡し
ておることはあなたも知つておるんで

しょう。国会議員というものは歳費を
もらつておるんでしょう。歳費をも
らつておつてもち代を渡すといふこと
は、あなたおかしじやないですか。
結局事前運動を奨励しているのと同じ
じやないですか。詭弁ですよ。あなた
は、中島という議員を問違つて、中島
違ひをして渡して、恥さらしをしてい
るんじゃないですか。ですから、選挙
運動期間を減らして、その足らざるを
ころをカバーするため事前運動費を
渡して、大いに事前運動を奨励してい
る。これが私は本法案の改正について
非常に遺憾千萬なところだと思ふので
す。

そこで、一番最後に、けさの朝日新
聞に出ておりました点を質問して終り
たいと思ひます。けさの朝日新聞は読
んだでしょう。最高裁判所の裁判官の
国民審査と衆議院議員の選挙の投票用
紙は、従来は、別々に渡して、衆議院
議員の投票を済まして、一巡しまして
から最高裁判所の裁判官を罷免するか
どうかという投票をした。今度はこれ
を一箱に投票させるというのです。投
票用紙を一箱に渡すというのです。さ
なぎだに無効投票というものが相当あ
るといふのに、そこへ持つてきて投票
用紙を一箱に渡すといふことになれ
ば、私は非常に大きな無効投票とい
うものが出てくると思ふ。これは重大な
問題です。総理はこの新聞をお読みな
なつておるかどうかわかりませんが、こ
ういふことでは、私は衆議院議員の選
挙というものは公正にいかないと思
ふ。この点をお尋ねしたいと思ひます。

○郡國務大臣 中央選挙管理委員会に
おきましてそのような意見を持つてお
るものはございます。これは、国民審

査の場合の投票の内容が、投票をいた
す瞬間に、記載台に寄らないで、持つ
ていけばそれでそのまま有効な投票に
なりますために、それを何とか秘密投
票の保持ができるようにいたそうじや
ないか、という観点から論じておるも
のがあることは承知いたしておりま
す。次に行われまする総選挙につきま
しては、従来通りの方法で行なつて参
りたいと思つておられます。その点は御
心配ないと思ひます。

○森(三)委員 この次というのは今回
の解散を言うものだと思うのですが。
○郡國務大臣 この点につきまして
は、さらに広くいろいろ立法法の手段
等によりまして整えるべきものは、将
来もまた選挙制度調査会等の答申を得
まして考えなければならぬと思ひま
すけれども、次に行はるべきと申して
よろしいか、あるいはその後引き続き
て行われる部分も、法的な措置等がき
ちんときまりますまでの間は従来通り
の方法で行はれる、こういうふうに通
解していただいてけっこうだと思ひま
す。

○森(三)委員 今回の選挙について
は、この新聞に出たような、投票用紙
を一箱に渡すといふようなことはしな
いといふのですか。
○郡國務大臣 将来のことまで申しま
したので、いわんや今回につきまして
は従来通りと御了承願ひます。
○南委員長 松本七郎君。
○松本(七)委員 今度の改正案の中
で、やっぱり今問題になつた二十五日
を二十日にする、これが一番中心で
大事な点だと思ふのですが、これは、今
後の日本の民主政治確立の上でも、相

当りろいろな面に影響が出てくると思
ひます。
そこで、第一にお伺ひしたいのは、
このように相当重要な内容を持つた選
挙法の改正といふものが解散選挙直前
になされるという事は、果して適当
かどうか。その点については総理はど
う考へておられますか。
○岸國務大臣 私は、選挙法の改正と
いふものは、先ほど申し上げたよう
に、慎重にしなければならぬとい
う考へ方は一貫して持つております。
しかし、選挙法のどの規定も同様な
ウエイトを持つておるかといふと、必
ずしもそうも言えないと思ひます。今
回の改正の他の点は別として、二十
五日を二十日にするといふことは、相
當に御議論があるように、意義が重大
であると思ひます。今御議論を願
ひたいと思ひますが、私は、先ほど申
しておりますような諸種の事情を考
えてみますと、こういうふうにしたこ
とが適当であらうといふ考へを持つて
おりますので、必ずしも、選挙がいつあ
る、そのために公示期間を相当置い
ておかなければならぬといふふうには考
へておりません。この改正が選挙の直
前に行はれましても、これが適当であ
るといふ結論を得るならば、決して混
乱を生じたりあるいはその他選挙に支
障を来たすようなことは絶対ない、か
ように考へております。

○松本(七)委員 先ほど、森委員は、
次の選挙のための党利党略という言葉
でもって表現されたわけですが、これ
は党利党略という面もあると思ひま
すけれども、そのことは別として、第
一に、現議員と、それから新しく出て
こようという、今まで選挙民にもあ

り政見を訴えたことのないような人が
新しく出る場合がこれから当然出て
くるのだから、それは、自民党のよう
に候補者が多過ぎて、その公認を調整
するのに困るといふような、たぐさんの
候補者を持つておられるところなら、
それはあれですけれども、社会党は御
存じのようにまだ正直に言つて空白の
地帯もあるのです。都会の方では自
民党と同じようにメジロ押しという地帯
もありませんけれども、しかし、ところ
によっては、これから新しく候補者を
採つて立てていかなければならぬとい
うところもあるわけですが、また、二大
政党といつても、これから日本の政党
が健全に発達していく場合にどうなる
かもわからないし、また自民党と社会
党だけが発達すればいいものでもな
い。ほんとうに民意をどうやって国会
に反映させるか、その観点から今後の
政党の発達といふこともわれわれは考
えていかなければならぬ。そういう点
から考へてみますと、なるほど宣伝の
機関も発達しており、交通機関も発達
しておる。従つて、昔やつたよりも今
日の方がすべてスピーディーなんです
から、当然選挙運動期間は短かくてい
い。この面からいへばそのことは言
えられけれども、しかし、新しく出てくる
人の運動の方法と、それから現議員の
ふだんからの事前運動といつても、内
容いかなんではふだんの活動が事前運動
であつていいわけでは。ましてや、政
党政治となれば、その政党の日常の活
動といふものが集約されて選挙に現わ
れてくる。そういう面から見れば、む
しろ最後の集約の期間といふものは短
かくてもいいはずなんです。ところが、
現状はそんなだけけれども、現状

からいえばどうかという、それは必ずしも日本の民主政治のレベルというのが政党本位ということにはなっていない。連記制を見ても、鳩山さんと野坂さんの連記が出るように、そういう面もあるし、これは必ずしも悪いことではないが、また選挙という場合には当然重視しなければならぬことではありますけれども、しかし、その候補者個人という面も、ある程度考えなければならぬということになってくる。そうすると、この二十日にしたことだけを問題にするのではなしに、今回の二十日にしたものがかりに通ったとしても、今後これに合せて日本の選挙制度をどういうふうに変更して、国会にはんとうに民意がそのままできるだけ正確に反映するようなものに持っていくかということが、私は、二十日にすることと関連して、次の非常に大事な点だと思っております。そこで、かねがね、私もあるいは世間でも、岸総理は小選挙区制の論者だといふふうになっておるのですけれども、この運動期間を短くすることと関連して、やはり岸総理は今後できるだけ早い機会に小選挙区に改めた方がいいと依然としてお考えかどうか。まずこの点です。

○岸国務大臣 私小選挙区論者であるということ、今おあげになりました通り、私はそういうふうな小選挙区が望ましいという従来からの考えを今日も持っております。ただ、今回のこの改正が、それと何か関連があるようにお話しになっておりますが、私はそれと関連させては考えておるわけではございません。小選挙区の問題につきましては、小選挙区の問題として、

十分衆知を集め、いろいろな方面の御意見も聞き、慎重に、これこそ選挙法の相当根幹に属している根本的の一つの問題でございまして、これは十分に審議し、十分に各方面の意見を聞いて検討すべきもので、私一個がそういう論者であるからというので、簡単に解決すべき問題ではございませんから、これは将来慎重に考えてみたいと思っております。今回われわれが提案しております二十日にしたというのは、その考え方と必然の関係はございません。それから二十日にしたことによつて、新人が出ることに非常に支障があるんじゃないかというお話でございまして、私はその点ある程度はそういう議論が成り立つたろうと思っております。しかし、実際問題から見ますと、今、あなたは、二大政党になったけれども、まだ政党のなただけではなしに、個人の影響力が投票の場合に相当あるということをお話しになったが、それを私は否認はいたしません。しかし、だんだん政党の活動というものが盛んになってきておるところの事実も無視できないのであります。従つて、国民も、やはり、その人が社会党に属しておるか、あるいは保守党に属しておるかというふうなことも、相当に判断の標準になってきておると思っております。この五日ほど短縮したから、理論的にいいますと、今あなたの言われるような御懸念もあるかと思つて、実際問題として、新人がそれでは非常に出てくるかという、その御心配になるようなことは要らないのじゃないか、こう思つておられます。

○松本(七)委員 せんだつてから、自

民党の中でも、この際小選挙区も同時にこの国会でやたらどうかというふうな意見が相当あったように聞いておりますが、その際、総理大臣は、今回は見合わすということ、それを押えられたさうです。これは次の国民の審判を待たなければ、何ともわかりませんけれども、あなた自身の抱負として、かりに続いて政権担当をされるような場合には、今度は小選挙区法は見送るとしても、次回にはぜひともやりたいというふうなお気持ちを依然として持つておられるかどうか。

○松本(七)委員 先ほど総理も言われたように、短縮することによつて、少くとも新人の選挙期間の不利をどこかで取り返さなければならぬ。ふだん、現議員というものは、いろいろなことで選挙民に日常からアピールする機会がそれだけ多いのですから、どうしても、選挙運動の期間が短縮されればされるほど、今度はそのハンディキャップを別な方法でカバーしなければならぬという気持ちになるのは当然だと思つておられます。そこで、さつき森さんも指摘されたように、事前運動が新人ほどひどくなるということが考えられ

る。ですから、これは、新人であろうが、現議員であろうが、そんな区別なしに、やはり、事前運動についても、もう少し積極的な対策が今後必要になつてくるのじゃないか。そういう面は具体的に何かお考えでしょうか。

○松本(七)委員 先ほど、総理は、今度二十日にすることと小選挙区制というものは必ずしも結びついたものじゃないんだ、それと関係なしに小選挙区制度の持論を自分前から持っているんだ、こういう御説明だったので、私は、二十日に短縮したこの機会

に、民意というものを正しく反映させるという努力が今後あらゆる面で必要だと思つて。そういう点からこの二十日の問題も私は取り上げておるわけですが、運動期間ということ、いろいろな活動のスピードになつたことから考えて、かりにその面だけから見れば適当だとしても、ならば、選挙制度ということからすれば、何が妥当か、果して小選挙区が妥当かどうかということになると、これはまだ非常な問題があると思つて。総理はそういう御持論ですけれども、今度これを二十日に短縮してやつてみて、もう一度選挙制度については根本的に考え直してみる必要が出てくるのじゃないかという気がするので。政党もだんだん発達してきますけれども、かりに政党名簿式の比例代表というふうなことをやりましたも、まだなかなか党内の調整その他が外国の例のようにうまくいって限らない。その場合には、やはり何らか個人というものをある程度重んじた単記移譲式比例代表制と政党名簿式比例代表制とをからみ合せた、日本の実情に合った新しい比例代表制というものをご研究してみる必要があるのではないか。この二十日に短縮することをお機会に、今後、小選挙区がいいんだという前提に立つての選挙制度の調査ではなしに、一切を白紙に返した選挙制度の根本的な検討というものを総理としてはなさる御意思がないかどうか。この点を重ねてお聞きしたい。

○岸国務大臣 選挙制度は、世界各国の選挙制度の沿革、日本における沿革等を見ましても、実態的にこれが最良不動のものだといふものは、なかなか見出すことができないと思つておる

ます。やはり、その国の実情なり、その国の各般の客観的事情というものは大事でありましようし、沿革も尊重しなければならぬ点があると思ひます。そういうものを無視して、ただ理論だけでできるわけにも参らないと思ひます。しかし、現行選挙制度につきましても、私はやはり根本的にこれを検討してみる時期にきているんじゃないかという気がしております。それは、単に私が小選挙区論者であるがゆえにだけではないと議論されますが今の選挙区制と日本の戦後における人口の配置が、最近の状況からいとうずいぶん変わつておることも御承知の通りです。これに対して、別表を改めなければならぬという議論がしよつちう出てくることも、私は当然であると思ひます。こういうことも関連いたしまして、今いろいろな比例代表のお話がありましたが、この制度につきましても、実際実行しておる国の実情を見ましても、これが完全なものであるといふことも言いかねる。いろいろそのいい特徴もありますが、また欠点もあるわけでございますから、そういうこともあわせて、やはり選挙制度の根本については私は慎重な検討をしてみたいという考えを持っております。

○南委員長 島上善五郎君。

○島上委員 期間の問題ももう少し伺いたいたのですが、時間があまりないので、これは割愛しておきます。

岸総理は、かねてから熱心に汚職追放、清潔な政治ということ唱えておられます。これはまことにけつこうであつて、われわれも、そのことをほんとうに本気になつてやるならば、大賛成です。国民もまたこれを望んでおり

ます。しかし、それは今の選挙法の改正をせひやらなければならぬという点が相当あると思ひます。しかるに、今度の政府提案は、それらの問題をはけろりと忘れ去つたように、全然触れていない。私は、清潔な政治を実現するために、きれいな公明選挙をやることの出発点ですから、きれいな公明選挙をやるためには、最小限現在の法律でこの程度の改正はしなければならぬという点があると思ひます。それについて伺いたいと思ひますが、まず第一に、政治資金を規正するといふ点です。これは実は昨年たしか三月六日の予算委員会で私は総理に質問しました。つまり、現行法では寄付を制限しておりますけれども、国または公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は選挙に限りて寄付してはならぬ。これだけの制限があるのみであります。そこで、制限のないのは何かという点、財政投融資、補助金、交付金を国から得ておる団体は、今日選挙に際して寄付をしても差しつかえない。本年度の予算にも財政投融資がすいぶん多額にありますが、一方において、財政投融資、補助金、交付金を与えておいて、その団体から選挙に際して寄付を受けるという点、これは、汚職あるいは疑獄の温床になるおそれが多分にあると思ひます。これに対しては、岸総理は、きょうはここに今記録を持ってきておりませんが、「御趣旨その通りです。今法律をどう改正していいかという答弁はできないけれども、その御趣旨のように改正するために検討いたします。」というはつきり答弁しておる。自來一年余りたつております。どのように検討さ

れたか、そういうような改正について今日なお必要であるという熱意を持っておるかどうか、まず伺いたい。

○岸國務大臣 汚職追放、きれいな清潔な政治の前提として公明選挙をやらなければならぬ。従つて、政治資金の規正の問題、いやしくも汚職の温床になるような危険のあることに対しては、一つ十分な検討を加えてなしてければならないというお話の御趣旨につきましても、私は全く賛成であります。政治資金を一体どういふ方面から受けるかという問題につきましても、保守党といわず、社会党といわず、国民から一つの疑惑を持たれるような方面からこれを得られるということは誠に慎むという態度でなければならぬことは、言うを待ちません。ただ、選挙には何といつても相当の金が党として要することも事実であります。この資金を結局各方面から政治資金として寄付を受けるということも、また選挙をやる上から言つて政党としては必要なことであり、それ自身をとがめるわけにはいかぬ。どこに限界を引くかという点につきましても、一応現行法の線が出ておりますが、これでもって果して十分であるかどうか、これが一番望ましいかどうかという点は、私この前も申し上げました通り、検討を要する点があると思ひます。しかし、その点につきましても、実際の問題としていろいろの点を私は考えなければならぬと思ひます。今おあげになりましたところ直ちに線を引いていいのか、さらにそれに類似したものをどの範囲にやるか、これは保守党内においてもすいぶん議論があります。社会党と組合との関係における資金をどう

ういふ点に線を引くかというような問題、いろいろの点を考慮しなければならぬことは言うを待たないのであります。そういう各般の問題を審議した上でございまして、この改正にまで結論を得ておらない。私も、それよりも、今向はただ必要やむを得ない程度にだけとどめておいて、そういう問題については誠意を持って研究する、こういう態度をとつておるわけでありませう。

○島上委員 政党が選挙に際して資金を必要とすることはもう言うまでもありませんし、私も認めております。従いまして、あらゆる献金を制限しようあるいは禁止しようということも毛頭考えておりません。しかし、少くとも、国民の血税を一方において財政投融資、補助金、交付金といったような形で特別の便宜を与え、あるいは利益を与えている団体からは、選挙に際して献金を受けないという点については当然だと思ひます。それから、国または公共企業体の場合には、選挙に際しようとして、政党に献金することはやめるべきではないかと思ひます。こういうようなことは、大して議論する必要はないと思ひます。これはもう世論の一致して支持するところでありませう。また、選挙制度調査会における議論においても、この点においては全く異論がない。しかるに、こういうような異論のない必要なことを改正しないために、いろいろ問題を広げて、労働組合がどうだとかあるいはどうだとか、われわれは何も普通の会社から献金することを差しとめようとはしない。労働組合からの献金も従つて何もやめる必要はないと思ひ

ます。そういう問題をいろいろ検討する必要があるので、わざと幅を広げて問題を大きくしていつてずらしておる。時期をおくらしておる。問題の焦点をしぼつてやりますならば、この改正には、そんなに時間をかけてそんなに引き延ばす必要のない問題である。政治資金規正法の改正については、私もすでにこの国会の四回も前から出し、依然として継続審議になつておりますが、保守党の諸君はこれを審議しようとしなさい。委員長には悪いけれども、今度の選挙法の委員会でも継続審議になつておるこの案件をやろうとしない。私は、本来ならば、この選挙法の改正よりも、継続審議になつており、かつ必要なこの政治資金規正法を先議すべきものだと思ひますけれども、それをしない。これは政治資金規正法に対する熱意が全くないという現われだと思ひます。

そこで、私は時間がないから質問を進めますが、もう一つどうしても改正を必要とすると思はれる点は、後援会の寄付制限であります。今日、現行法でも、百九十九条の二には、公職の候補者もしくは公職の候補者にならうとする者は、選挙区内の者に対しては、選挙に際してはならない、こうなつても寄付をしてはならない、こうなつておる。それから、三には、公職の候補者にならうとする者が、会社の取締役、監査役、理事その他の代表者の地位にある場合には、その者の名前を表示し、あるいは類推されるような方法でもって寄付してはならないと、個人の場合と会社の場合と両方禁止しております。ここで当然これとの関係においても問題になるのは、後援会の名に

よる寄付——後援会は箕山会とか春秋会とかいったような名前のわかぬ後援会もありますが、しかし、おおむね候補者となろうとする者の名前を一番上に冠して作っております。賀屋興宣後援会などは実にはなほなくやっております。その後援会の事務所に行つてごらん下さい。何十人という人間が、渋谷区担当、世田谷区担当と、地図をつけて、ばってんをつけたり、まるをつけてたりしておる。そうして、その事務所の奥には、自由民主党公認衆議院議員候補者賀屋興宣というポスターがちゃんと別に張つてある。これは、選挙法上、表へ張らないで奥へ張つておるから、差しつかえない。選挙法の穴をねらつてやつておるわけでありませぬ。これは選挙に立つためのものであることは言うまでもない。それが実にはあらゆるところに寄付をしておる。社会党主催の講義会まで賀屋興宣後援会でございますといつて、金一封。(笑声)個人の寄付と会社の寄付を制限してないから、後援会の寄付をこのように野放しにしておくと、これは、法律のバランスの上からいつても、現実にとおる幾多の弊害を見ましても、これは制限すべきものだと思うのです。総理大臣ほどのようにお考えですか。

○岸国務大臣 選挙の取締りに関しましては、今島上委員のお話のように、実際の実績から見まして、いろいろの不均衡であるとか、あるいは穴であるといふようなことが、実際の実績上からいろいろと出てくると思ひます。これらなるべく完璧なものにしていくといふことは、われわれが選挙法を扱つていく上においては、考えなければならぬことでありませぬ。具体的に、

今、後援会の名前でやる場合において、個人や会社の場合には取り締まるが、それが後援会の場合にはないじゃないかといふふうな点を今おあげになつたわけでございます。いろいろ立法技術の問題もございませぬし、先ほどから申しておる通りに、選挙の問題の検討もございませぬから、そういう問題も今おあげになつておるものを私も聞いておりますし、確かにそれはふつり合ひでおかしいと私も思ひます。しかし、それは立法技術の問題、法全体の改正の調子も問題でございませぬし、これは私それだけでもつてここでなにをするわけにはいかなない。選挙法全体の総合的な研究も私はいたしておりませぬし、御趣旨の点はごもつともな点があるようでありませぬから、そういうこともあわせて一つ将来の問題として研究することになつたと思ひます。

○島上委員 それほど趣旨に賛成して下さるならば、法文の問題その他は社会党が十分に究明した上で改正案を出しておられますから、これも一つ御賛成を願ひたい。他とのつり合ひも十分研究した上で、完璧なものを——少くともその項に關しては完璧なものを出しておられますから、これはあとよくごらんを願つて、ぜひ、少くともこの項だけでも賛成させませぬと、今度の選挙では相当たたまませぬ。しかも、その後援会の発起人に岸信介という名前を冠しておるにおやですか。ですから、この項にだけは少くとも私は賛成願ひすると思つて、古川君などはみな御趣旨賛成といふふうな顔をしておりますが、(笑声)これはぜひ賛成して時間もがないから、趣旨に賛成ですか

ら、今度はほかの問題にちよつと触れますが、今度の運動期間の短縮の理由の中に、交通機関の発達や運動方法の進歩といふことをあげております。最近テレビが非常に普及して参りました、外国ではテレビを選挙に使つておるところもあるようですが、日本においてもそろそろテレビを選挙運動に使つてもいいという時期に来ておるのではないかと思つておりますが、この点どのようにお考えになりますか。

○岸国務大臣 私は、将来の問題として、テレビというものは確かにラジオと同様に扱つていくべきものである。御承知の通り、テレビは現在の日本の状況から見ますと、まだラジオとは相当普及の程度も違つておりますけれども、将来の問題としては、これはぜひラジオと一緒に考えるべき問題である、かように考えております。

○島上委員 それでは、これをもつて最後にします。言葉じりをとらえる意味ではもちろんありませんが、先ほど、松本君の質問に対して、小選挙区制については、各方面の意見を聞いて、適当な案を得るといふことが大事なことである、こういうお話がありました。実は選挙制度調査会において答申した案がある。私も、この答申の中に入つては、答申そのものが十分な審議を経たものではないので、いろいろ異論を持つておりますが、答申がある。今までの答申の範囲においては、この答申を尊重する。——これにいろいろと党利党略がリマンダーを加えたものがあつて、この前は世論の袋だたきにあつて、ついに完全に葬り去られた事案でしたが、この完全に葬り去られた事案にもかんがみまして、今までは選挙制度調査会の答申を尊重する、もし出すとすればあれで出す、こういうふうに言つておられたと私も承知しておりますが、先ほどの答申によりまして、どうやら、選挙制度調査会の答申は白紙に返して、もう一べん検討し直すといふふうな受け取れるのであります。また、こういうふうな大きな問題は、各方面の意見を聞くことももちろん必要であります。私も小選挙区制に根本的に反対ですけれども、小選挙区制にする場合、その一つの段階として二名、三名区にするといったような意見もあるわけですし、西ドイツのようなドント方式をとるといふ意見もあります。いづれにいたしましても、こういう選挙制度を根本から変えるような問題については、両党で十分に話し合ふということも、また重要なことではないかと思つております。この二点についてどのようにお考えになつておりますか。

○岸国務大臣 この前小選挙区案を提案いたしましたして、これが通過を見なかつたあの時代と、最近における小選挙区に対する世論なり両政党の考え方、もよほど變つてきているように私には思ひます。社会党の中におきましても、小選挙区論に対して少くともまじめに検討してみようといふふうなお考えも、相当に出てきているようにございまして、やはり二大政党を健全に発達せしめるためには、この小選挙区制が望ましいといふのが、従来の私の考えでございます。ただ、具体的に申しますと、この理論そのものについては、相当国民の間にあの当時におきまして

も支持があつたけれども、別表のなにをどういふふうな具体的にきめるかという点については、非常に熾烈な議論が起つてくることは当然でございませぬ。なかなか別表のきめ方というものはむずかしいな気がしますが、やはり第三者の公平なる立場においてきめるという形をとらないと、別表そのものについては、言うまでもなく、両政党の——政党だけじゃなしに、個人々の相当利害関係の深い問題でございませぬので、こういうことに対しては、小選挙区の理論がいい、それでいい、という場合においては、別表をどう定めるかというのは、第三者が公平な見地からこれを定めることが私は望ましいのじゃないかと思ひます。この意味におきまして、従来あります選挙制度調査会のきめた案といふものは、一応私は尊重すべきであると思ひます。ただ、その後におけるいろいろな事情の変化もございませぬし、その後のいろいろな論議から見まして、あの別表そのものの間にも、必然的にある程度の修正を要するようないふ点もあつたので、さらには権威ある審議会で審議してもらつて、いふふうな方法をとりか等につきましても、なお今後の推移について考えなければならぬ。

それから、二大政党であるから、こういう選挙法のような問題については、両党において話し合ひをし、両党において事前に十分打ち合せをする必要があるのじゃないかといふお考えにつきましても、私も、最近の情勢から言つておる。これも正確に社会党として党議でおきめになつたわけではございませぬ。

せんけれども、いろいろ議論を聞きま
すと、当時とよほど考えも変わってお
方も相当あるようなことを承わって
りますから、従来のようなものでは、
真正面から話し合っても、これはと
ても歩み寄りも何もできないわけであ
りますが、最近の情勢から見ると、そ
ういうことについて相当に話し合う情
勢が出てくるのではないかと、それは非
常にけっこうなことであるように実は
考えておるのであります。

○南委員長 井堀繁雄君。

○井堀委員 時間も大へん詰まってお
るようでございますから、ごく簡単に
お尋ねしたいと思ひます。本会議
で私から質問を申しました節に御答弁
をいただきました中で、ぜひ明らかに
いたしたいと思ふことがありますの
で、まずこの点について御答弁いた
さうと思ひます。

私がお尋ねいたしました幾つかの中
で、選挙法の改正に対する一國の總理
大臣の立場から、その態度について明
らかにしてもらいますための質問をい
たしたわけでありませう。ところが、あ
なたの御答弁を速記録で拝見してみま
すと、選挙法がいかに国民及び日本の
民主政治に重大な影響を及ぼすかにつ
いての質問に対して、同感の意を表さ
れております。同時に、選挙法の改正
というものは従つて軽々に行うべきも
のではないという点についても、同感の
意を表されております。しかるとこ
ろ、今回突如として選挙法を改正した
のはいかなるわけであるかという問
いに対しては、あなたの御答弁によりま
すと、この選挙法は根本的にあるいは
基本的な改正ではないので、いわば手
続上の問題を中心にして改正するの

だ、こう御答弁が明確になつておりま
す。非常に私は重大な御答弁だと思
う。できるなら再質問をと思ひました
けれども、この機会が得られますこと
を期待いたしまして、今日まで待つて
おたわけでありませう。私の質問の要
旨をここで繰り返すことは避けたいと
思ひますが、あなたのことでお答に
なつております基本的なものの改正で
ないという点について、私は、基本的
なものに幾つとも言及されている改正で
ある。この点をまず明らかにしてもら
う。次は、あなたがここで言つていら
るように、手続に関する規定に限定して
の改正であるから、それほど重要視し
ないという御答弁の趣旨であります。

手続に關連してのいわば軽微の意味での
改正という御答弁の趣旨だらうと思ひ
ます。しかし、言葉の上から速記録を
拝見いたしますと、手続上に関する規
定につきましても、この際いろいろな事
情の変化に伴つて改正したという御答
弁であります。私は、手続上の問題に
ついて軽々しく取り扱ふべきものでな
いという基本的な一つの考えがある。
元來、選挙法というものは、言うまで
もなく民主政治の手続を規定した法律
であります。お尋ね選挙法というも
のは手続を中心として構成されてきて
おるのであります。しかも、言うまで
もなく、民主政治、多党政治である。

多くの民意を政治にいかんして反映す
るかという手続を規定したものが選挙
法でなければならぬ。その手続の重大
な部分を改正しようというものは、い
かに条文が簡単であらうと、改正の範
圍が、条文の上で狭い範圍でありまし
て、その及ぼす影響が重大である場合
には、決して、手続の上に対する改正

であるからといつて、これを軽々しく
取り扱ふということは許されぬ。こ
の点に対する責任ある總理大臣として
の答弁をこの際明らかにしておくこと
が、今後われわれが選挙法に臨む上
に非常な大切だと思ひますから、共同
の責任の立場に立つて明確にしておき
たいと思ひますので、この際明らかに
していただきたいと思ひます。

○岸國務大臣 選挙法というものが民
主政治の上できつめて重大な法律で
あつて、この改正というものは慎重
にやらなければならぬということにつ
きましては、私井堀委員のお考えに賛
意を表しておりますように、私もそ
う思ひます。ただ、私が申し上げよう
として言葉が足りなかつたかもしれませ
んが、それは手続だから軽々にやつて
よろしいということをお申したわけでは
もちろんないのです。選挙法のうちに
は、この民主主義の原則に関するもの
の、選挙の本体に関するものが一方に
おいてあると同時に、今お話しするよ
うに、考えようになると、これは國民が
直接にすべての政治に關与することが
できないから、結局選挙を通じて意思
を表わすという意味におけるその手続
であるというふうな御議論も、もちろ
ん妥当かと思ひます。たとえ、この
選挙法におきましても、普通選挙であ
るとかあるいは直接選挙であるとかと
いうようなことは、これは言うまでも
なく一つの民主政治の基本であつて、
そういうことが改正されるとかなんと
かというふうなものでももちろんない
が、われわれは、選挙を施行してすつ
とやつてきておるこの経験から見まし
て、選挙法中の、主としてそういう原
則でない手続に関する規定について

は、實際の上のわれわれの経験や施行の
成績等から見て、時代に合うようにこ
れを改正していくということも、もち
ろん考えなければならぬということ
を申したわけでありませう。しかし、い
づれにしても、軽々にやつてよろしい
とか、このものは非常に簡単だから簡
単に片づけるのだというふうな気持
は、私私頭持っておらなかつたとい
うことをはっきり申し上げませう。

○井堀委員 明確になりまして、ま
ごとの法案審議の上、一つの足場を
明確にしたものであると思ひます。し
かし、あなたの率いられる自民党の選
挙法に対する態度は、今後の問題に属
するのでありますけれども、すでにこ
の委員会で審議を幾回か続けてきてお
りますが、どうも、私も、今のあ
なたの御答弁と自民党の態度とは相反
するかに感ずるのであります。たとえ
ば、この選挙法の審議の期間を、いか
にも頭から日にちをきめてしまおうと
するような行き方は、十分審議を尽く
しながら、あるいは簡単にその結論を得
ることができかねない。あるいは
は思わざる重大な問題に當面する可
も、これは審議をしてみなければわか
らない。私も、私どもはむしろ重大な問題が
この中に伏在しておると信ずるのであ
ります。それを、審議もしない前か
ら、もう何日にはこの法案を上げよう
ではないかといつたような態度は、今
のあなたの答弁とは全く相反する態度
だと思ふのであります。これは、政府
として一日も早く法案を通したいとい
う御趣旨はわかる。しかし、あなたの
所屬する政党としては、すなわち總裁
の立場としては、やはり、選挙法のこ

ときは、民主政治の基盤を確立してい
くためによほど慎重にかまえないけれ
ばならぬ問題であることにつきま
して、もう意見が一致しておりますか
ら、多く述べた必要はないと思ひま
す。こういう点について非常な遺憾の
点がありますので、十分総裁として
の御注意を私は喚起したいと思
つておられます。

そこで、二、三重要な点を指摘いた
しまして、あとは担当の國務大臣から
順次明らかにしてもらう用意がござ
いりますが、三、四ばかり一つ重要だと思
われる点を伺つておきたいと思ひます。
その一つは、なるほど、条文の中
で、ごく簡単な文字の入れかえによ
つて修正がなされておるのであります。
しかし、その持つ意義はきつめて重大
だと思われる点があるので、この改正
の要綱は、大体、説明にもありますよ
うに、要約して三、四に分けることが
できる。一つは、地方の府県議員の選
挙区というものが、町村合併その他の
事情に基づいて、必然的に改められな
ければならぬ。事態を変えようとい
うので、あるから、その必要性につ
いてはよくわかる。第二の問題は、衆議院の選挙
の期日を二十五日から二十日間に短縮
しようとする、さらに印刷物を何が
かふやそうというお考えである。第三
は、選挙管理委員会に関する管理運営
に関する問題に言及する。この三
点であります。第一の地方議員の選挙
区の問題につきましては、非常に重大な
問題が起つてくると思はれるのであ
ります。その第一は、この従来の公職
選挙法によりまして、郡市の単位が選挙
区の基準単位となつてきておることは
明瞭であります。そのうちの郡の単位

は、實際の上のわれわれの経験や施行の
成績等から見て、時代に合うようにこ
れを改正していくということも、もち
ろん考えなければならぬということ
を申したわけでありませう。しかし、い
づれにしても、軽々にやつてよろしい
とか、このものは非常に簡単だから簡
単に片づけるのだというふうな気持
は、私私頭持っておらなかつたとい
うことをはっきり申し上げませう。

は、實際の上のわれわれの経験や施行の
成績等から見て、時代に合うようにこ
れを改正していくということも、もち
ろん考えなければならぬということ
を申したわけでありませう。しかし、い
づれにしても、軽々にやつてよろしい
とか、このものは非常に簡単だから簡
単に片づけるのだというふうな気持
は、私私頭持っておらなかつたとい
うことをはっきり申し上げませう。

は、實際の上のわれわれの経験や施行の
成績等から見て、時代に合うようにこ
れを改正していくということも、もち
ろん考えなければならぬということ
を申したわけでありませう。しかし、い
づれにしても、軽々にやつてよろしい
とか、このものは非常に簡単だから簡
単に片づけるのだというふうな気持
は、私私頭持っておらなかつたとい
うことをはっきり申し上げませう。

は、實際の上のわれわれの経験や施行の
成績等から見て、時代に合うようにこ
れを改正していくということも、もち
ろん考えなければならぬということ
を申したわけでありませう。しかし、い
づれにしても、軽々にやつてよろしい
とか、このものは非常に簡単だから簡
単に片づけるのだというふうな気持
は、私私頭持っておらなかつたとい
うことをはっきり申し上げませう。

を——文書の中では郡市の単位を、原則という点は買っておりますけれども、事実上は郡の単位は私にこれによってめちやめちやにこわされてくる第一歩がここに開けたと思う。このことは、ひとり選挙法に關係するものではなくて、日本の民主政治の基盤を作るに最も重要な地方自治体の将来に關する私は大きな影響があるものと思っております。また、あなたの持論であります小選挙区法を施行する場合に、衆議院の選挙区の単位というものを一行政区のどれに求めるかということをお考えますと、郡というものがたよらないでいいという見通しが立つてこなければならぬ事柄だと思っております。このように、この改正案は、事務局としては、まことに器用な結論で、見上げたものだ、その点では大いに敬意を表しておるのでありますけれども、残念なことには、こういう基本的なものについては配慮が加えられていない。もちろん、自治法の第七条に県及び市の境界についての總理大臣の権限が重く規定されております。あなたの権限によらなければ区域を変更、廃合できないことになっておるのでありますから、この点は、非常に、自治の区域というものを要するといふことがいかに重大であるかを、法律も重く見ておるのであります。一方には、町村の合併あるいは行政区域の変更、変更をしなければならぬ必然的な事情が起つてきておることは、私も切実に認めておる。そういう問題とこれとを、同じ自治庁の所管でお作りになった原案であろうと思っておりますけれども、要するに、そういう事務的なものからのみを判断して、基本的なものに

十分な検討を加えられていないと思っております。總理大臣はそういう点に對してお気づきでございますか。またそういうものについては当事者の提案したものを用いるのみになされるお考えでありますか。また、重大であると考えらるればどうすべきであるかについて、この際あなたの御態度を明確にしておいていただきたいと思っております。

○郡國務大臣 私から、地方制度に關係することでございますし、一言お答え申し上げます。

郡というものは、一つの地理的名称ではありますけれども、国の行政でも、自治の行政でも、これを行政区画に用いておる現状であり、私は行政上の区画としておりますが、選挙区などという言葉を使わずに、行政区画としておるのも、そういう思想だと私は思っております。そういたしますと、郡というものは、広い意味の府県、またその基礎の町村、これがつり合いをとりながら、将来、御承知のように地方制度では、自治法では郡は廢置分合できることになっております。郡に手をつけるということはおつしやるような意味合いで、よほど慎重にいたさなければならぬと思っております。従いまして、選挙区をこしらえますのにも、町村を集めまして、手ごろな町村の数を寄せて、人口を見て選挙区にいたすというのでは、井堀委員指摘のように、本末を転倒するような点もあると思っております。従いまして、飛び地あるいは著しく人口の減りました郡等を他の選挙区に加えるというような措置をいたしておりますけれども、郡市の区域というものをどこまでも基本に

していく、この考え方では、井堀委員のお考えのように考えておる次第でございます。

○岸國務大臣 自身、実は、具体的なことにつきましては、十分に研究をいたしておりますけれども、やはり、今郡國務大臣がお答えをいたしましたように、選挙区をきめる場合に、郡というものの従来からの位置をこわすようなことはしないように考えていべきである、かように思っております。

○井堀委員 府県としてお尋ねした形になってしまったのであります。しかし、この点について御案内ないと思はれますが、昨日自治庁の長官なり当局の御説明によりますと、全国で五百四郡あるそうです。その中で今回対象になっているものをお答えいただきたいわけですね。まあ法律でいいますものを通称強固合区あるいは任意合区に分けて、強固合区が二十八郡、任意合区が五十九郡、そして区は百五十五地区と百二十八地区、合計二百八十三地区、飛び地が百四十七郡に及ぶというのでありますから、これは、私は、郡の行政区画に對しては一大変革を行われる一つの機会を与えた。このこと自体を私は重視いたすのではございません。こういうように郡というものがすでに市町村や県のような法律の行政単位からだんだん後退してきておるときでありますから、私は、こういう根本的な問題に對して、ある程度の固の方針というものを立てておいて、それとにらみ合せて選挙法のこういうような区画というものを立ててきませんと、非常な失敗を将来招く。總理大臣がいままでその責任の地位においてになる

わけではありますまい。また、二大政党を施行しておる限りにおきましては、私も野党がまた責任の地位に立つ場合もあり得ると思っております。こういうような問題は、将来に引きつる問題であるし、また民主政治の基本的な問題に關係することから、よほど討議を重ねていくべき事柄の一つであると思っております。こういう点に對して、私は今回の提案理由を伺い、今まで、わずかの期間であります。が、質疑を重ねていける方向に進んでいかなければならないと思っております。この点につきましては、一つ總理といたしましては御検討をいたしまして、すぐ御答弁をいただくことを私は無理に希望いたすわけではございません。非常に重大であるということについて御検討をいただきたい。本会議が始まったのでありますから……。

○南委員長 関連して質疑の要求があらりますので、これを許します。田原春次君。

簡潔にお願いいたします。

○田原委員 總理に簡潔に一つお尋ねしたい。これは形は小さい問題ですが、実際は無効投票をなくする最良の方法なのであります。どの選挙法になっても、これは実行したらいいと思っております。それは記号式投票用紙を採用してはどうかということでありまして、従来の投票用紙は一々候補者の名前を自書するわけですね。従って、誤字、脱字があるし、無効があるし、中には非何や用柳を書いたりすることがあります。そうでなくて、二大政党になったのですから、順番等は問題であります。あらかじめ自由民主党はだ

れだれ、日本社会党はだれだれ、その他だれだれということ投票用紙に印刷しておく、そして投票所ではそれにチェックなりまるをつければいいわけですね。これは長い間論議されておりますが、いつも参議院の全国区の問題がひっかかっていただけでも、衆議院は実行が可能だと思っております。これをこの選挙法の改正に際して思い切つて採用されてはどうかと思っております。たとえばいは順なり年令順にするというところが不可能ならば、からかき式印刷法というのがあります、こういう投票用紙にぐるっと岸信介から佐藤榮作というように印刷して、そしてその中にまるをつければいい。こうすればどちらがどうということにならぬわけでありまして、思い切つて記号式投票法をやったらどうか。これは諸外国は相当やっております。この際これをやられた方が無効投票をなくする点において非常にいいのじゃないかと思っておりますが、どうでしょう。

○岸國務大臣 今おあげになりました記号式の投票というものは、今お話しのように、無効投票をなくするという意味においては相当の効果があるだろうと思っております。しかし、どうなんでしょうね。現在のところ申しますと、二大政党といつても、まだそれ以外のいわゆる無所属の候補者も相当出ますし、立候補した両党の公認候補だけを書きわけにいかにあつて、全部にしていかなければならぬ。全部にしていかなければならぬ。問題は、相当数が多いところにおいては問題があるのじゃないか。候補者の数がもう少し整理されてつきりすると、今お話しした点にはあると思っております。なお、これはい

る。専門家の研究もありましょうが、今私がここで思いつきだけを申し上げることは適当でないと思ひますから、十分研究してみます。

○南委員長 井堀繁雄君。

○井堀委員 次に基本的な問題で、これも非常に重要なことで、すぐ御答弁いただけるかどうか疑問を持つくらいのものであります。それは、今度の改正案によりまして、地方議員の選挙区が変更すると同時に、議員定数に関する有権者の人口比例がはなはだしく変わってくる。これは従来は、公職選挙法によって衆議院や参議院議員の定数を定めておりながら、一方地方議員の定数については地方自治法によっておる。私は、こういう点では選挙法の矛盾がここにあると思ひます。これは歴史的にはしからしめたいいろいろな理由があると思うのでありますが、本来でありますならば、そういう議員の定数というものは少くとも公職選挙法の中に規定されるべきものだ。そうしませんが、たとえ、選挙の場合に一番大事になりまはすのは、定数を定めることはさほど重要でなくとも、その定められた定数に対する有権者の人口配当というものは非常に重要だと思ひます。特に、民主主義は人格主義をとるもので、一人一人の国民、市民の意思というものが、どの政治にも正当に公正に反映するといふことが、基本的原則となるのであります。それがあつた地域では十人の人の審査を受ける、あるところでは一万人の人の審査を受けるといったような事柄については、これは、いずれの国にいたつてもその合理化のために論議されていることは学ぶべきだと思ひます。日本の公職選挙法によりまして

と、参議院と衆議院の場合には別ですが、あとは地方自治法によるといったような矛盾がそのままになって、この法律の改正では、地方議員の選挙区を改めるということではありますけれども、これに関連を持っていく問題であります。でありますから、必ずしも、今度の改正というものは、そう単純なものではない。ここに一つ問題がありまして、これについてはあなたも御意見があらうと思ひます。

続いてもう一問。それは期間の短縮という点につきまして、本会議でも私はお尋ねをいたしました。しかし、この期間の短縮の問題については、あなたのは、立会演説会あるいは個人演説会あるいは街頭演説会などの言論の自由については、さしたる制限は加えぬで済むという見解のようでございます。科学的機械を利用することによって補助という意味だらうと思ひます。あるいは、自治庁長官に言わせまはすと、交通機関や宣伝機関が、非常に発達しているということをお尋ねしております。しかし、それに比例して、一体、有権者の意思というものが、そういう機関を通じて、選挙にだけ合理的に結びつくかという具体的事実を検討してみなければ、軽々にそういう結論を出すべきではない。総理大臣や自治庁長官がそう考へるということは、個人の意見であつて、そういうものは国民の総意に問うて是非をきめるべき事柄であつて、言いかえれば、公聴会などの意見を十分尊重して、あと限り、選挙民の側から、こういうものに対して二十日間でもよろしいとか、あるいは十五日間でもいいというような意見が出て

きて、それに呼応して改正すべきが選挙法の建前だと思ひます。こういう点には重大な問題があると思ひます。

この二つの質問については、非常に重大な関係がありますので、時間がありますならば御意見を伺いたいと思ひます。またそういう機会を作つていただかもしれませんが、一応お答えを願ひます。

○岸國務大臣 議員の定数、すなわちその背後にある人口との比例の問題は、これは、今井堀委員お話しした通り、民主主義において重大な問題である。それを府県会議員等については自治法にまかしておるということであつて、この選挙法にない点を御指摘になつておりますが、これは立法の沿革等もございまして、自治法と選挙法の調和を十分にはかつて、今御指摘のような人口比例の原則を堅持するように、この両方の調整をはかるといふことに努力をしなければならぬ問題であると思ひます。十分にそういう意味で努力して検討したいと思ひます。

それから、二十日に短縮するといふ問題は、御指摘になるような重要な点がございますが、特に一般的に非常に関心の深い規定であると思ひます。御意見の点等も十分にしなければならぬと思ひますが、自治庁長官や私が勝手にこう考へているといふことじゃなしに、最近におけるいろいろの選挙の情勢というものを公平に客観的にながめてみると、やはり選挙方法なり、あるいは二大政党のやつていふことや、あるいは通信、またラジオ等の利用といふようなことにつきまして、国民の間に非常に普及して参つておる現状から申しまして、この程度に

短縮しても、決して言論の圧迫とか、あるいは実際上の候補者の運動に支障を来たす、あるいはもう少し大事な、国民が投票する上において、十分に選定をし批判をするための時日がないうようなことは、私はこれは万なからうと思ひます。従ひまして、これはもちろん御審議のことでございますから、公聴会をお開きになつて御意見を聞かれるといふようなことが全然必要ないといふことを私が申し上げることは、なるほど適当なことじゃございませぬから、御審議のなにごとにございませぬけれども、決して私や自治庁長官が勝手に考へていることではないことを、一応御理解を願ひたいと思ひます。

○南委員長 本日はこの程度にし、次回の委員会は明日午前十時より開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十六分散会

昭和三十三年四月十二日印刷

昭和三十三年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局